考えてみよう②

「心のよりどころはSNS？」

SNSの利用により、いつでも、どこでも、だれとでもつながることができます。しかし、そのせいで自分の生活習慣が乱され、疲れてしまう人もいます。

○ 他人の書き込みが気になる
○ SNSで話題となりそうなことを常に探している
○ すぐに返信しなければとプレッシャーを感じる
○ 「いいね」の数が気になる

ほかにも、次のようなことに気をつけましょう

○ SNSやオンラインゲーム等インターネット上で知り合った人を簡単に信用しない。
（名前、年齢や性別など本当のことを言っているとは限らない。）
○ 絶対に実際に会わない。
○ 自分や他人の写真・個人情報を安易に送らない。
○ 困ったときはすぐに家族や先生、信頼できる大人に相談する。
○ 周囲に相談できる人がいないときは、警察や専門の窓口に相談する。

ダイレクトメールで知り合った人に子どもが誘拐されるという事件が起きています。
残念なことですが、思春期の心理状態や葛藤を利用して近づいてくる危険な大人は少なからずいます。中高生が投稿した悩みや不満に対して、親身に相談にのるふりをして会う約束をしようとしたり、個人情報を聞き出そうとしたりする事例もあります。

また、中高生のみなさんの多くは「自分は気をつけているから大丈夫」と思っているのではないでしょうか。しかし、現実には命の危険に関わる事件が全国で起きています。取り返しがつかないことにならないように、家族や友だちとインターネットの適切な使い方を話し合いましょう。

「やめられなくなるまでSNSを利用しない」「ダイレクトメッセージ等で個人的なやりとりはしない」ようにしましょう。

SNSトラブルから自分を守るために大切なことを友だちや家族と話し合ってみましょう。

SNSトラブルから子どもたちを守るための合言葉「とりのからあげ」を守りましょう！

『と』もだちがきずつく事をしない
『り』よう時間を決めよう
『の』せない個人情報
『か』きんしない
『ら』いんは相手の事を考えて送信
『あ』わない SNSで知り合った人
『げ』(ゲ)ームソフトの年れい制限を守る

SNSトラブル防止標語啓発
キャラクター「からぱと」

令和2年度に青少年育成鳥取県民会議が実施した「青少年のSNSトラブル防止標語コンテスト」において大賞に選ばれた鳥取市立浜村小学校6年生(当時)のグループが考えた標語です。
詳しくはQRコードから >>>>>>>>>>>>

鳥取県では、青少年(18歳未満の子ども)が健全に成長できるように社会環境を整備することを目的として、「鳥取県青少年健全育成条例」を制定しています。その中で、保護者によるペアレンタルコントロール(青少年のインターネットの利用を管理するために、利用できる時間や場所などを制限するなどの措置をとること)を努力義務として規定しているほか、令和2年度の改正では、青少年が自ら撮影したいわゆる「自画撮り」による性的な画像等の提供を求める行為を禁止しました(令和3年1月1日施行)。違反者には30万円以下の罰金の罰則規定もあります。